

取扱区分：「公開」

平成26年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています



平成26年10月10日(金) 午前9時58分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成26年第11回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年10月10日（金） 午前9時58分 ～ 11時11分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第29号	農地転用事業計画変更承認申請について	1件
議案第30号	特定農用地利用規程の認定について	1件
報告第45号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	5件
報告第46号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	5件
報告第47号	農地法第5条の規定による農地転用届受理の取消について	1件
報告第48号	非農地証明について	9件

4 出席委員

第1番	笠井保雄君	第2番	松岡清治君
第3番	藤井澄子君	第4番	大田幹代君
第5番	歳光時正君	第6番	杉村洋治君
第7番	福田栄司君	第8番	山崎弘子君
第9番	林定子君	第10番	村木実君
第11番	松田孝行君	第12番	山崎光夫君
第13番	水井規雅君	第14番	石村敏昭君

第15番	秋 貞 啓 子 君	第16番	白 石 純 治 君
第17番	有 馬 俊 雅 君	第18番	小 林 一 雄 君
第19番	高 橋 恵 君	第20番	長谷川 和 美 君
第21番	杉 村 龍 男 君	第23番	梅 田 洋 治 君
第25番	大 江 静 人 君	第27番	江 波 一 男 君
第28番	田 中 榮 作 君	第29番	野 村 一 男 君
第30番	藤 井 孝 君		
第31番	岩 田 学 君 (職務代理者)		
第32番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第22番	藤 井 和 典 君	第24番	椎 木 人 志 君
第26番	弘 中 壽 君		

6 関係人

農林課主幹	江 波 徹
農林課主査	岡 田 周 造
農林課主査	山 本 勝 道

7 事務局職員

局 長	西 村 一 成	次 長	末 長 信 博
次長補佐	徳 本 純 子	書 記	林 和 史

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第22番 藤井 和典委員、第24番 椎木 人志委員、第26番 弘中 壽委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時58分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第16番、白石 純治委員さん、第20番、長谷川 和美委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第26号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案5件でございます。

1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の2,420平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、息子である譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は以前から耕作を手伝ってきており、申請地を贈与により譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、申請人は、以前より耕作に従事しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は78アールで、当地区の20アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第23番

第23番、●●です。申請人は親子で父と長男の関係で、父が80歳を超える高齢で耕作困難となり、長男はこれまでも水稻の作付けを15年間手伝ってきていて、生前贈与をしたら安心して農業ができるということで相談の上、権利移動をすることとなったものです。相続と違い贈与となると税金がかかるが、それは構わないとのことでした。農業従事上、大変良いことで別段問題はございません。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●及び、字●●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の1,894平方メートル、及び農用地区域外の畑、3筆の776平方メートル、合計面積2,670平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢のため耕作が困難となったため、これまでも耕作や管理をしていた息子である譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は休耕地となっていた農地を含め、贈与により譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できる見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は36アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、獣害により水稻の作付けは困難なため畑地転換し、梅、イチジクなどを栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

第14番、●●です。去る10月4日午後、譲受人と現地にて立会をいたしました。譲渡人は108歳の高齢で耕作できないということで、息子さんが贈与で譲り受けるということです。現地確認した訳ですが1289番第1は、草刈りがしてあり、お茶が植えてありました。1831番、1832番につきましては、事務局より説明がありましたように、以前は周りも田を作っていました、現在は茅が茂っている状態です。これをきれいにして果樹を植えるのですが、今、説明があったように猪が出るし、栗を植えても熊が出るということでなかなか作付けが難しいので、梅を植えたいということでした。1845番、1847番は畑にしてあり野菜が植えてありました。問題はないと思いますのでご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●●●に所在する農用地区域内農地の畑、683平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地に住んでいるため、譲受人に管理をお願いしてきており、譲受人は申請地が自己所有地の隣地で利便性が良いことから譲り受け規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は77アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、ゴボウ、黒大豆を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的か

つ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番、●●でございます。去る9月27日譲受人と現地を確認いたしました。現地は譲受人の自宅から300メートルで譲受人の所有地の隣接地でもあり、利便性が高い土地であります。これまで譲渡人より管理を依頼されていた農地でもあり、今後も譲渡人は遠隔地で管理が難しい土地であるため、今回、譲り渡したいと言われております。●●●の芝桜会場を見渡せる最初の玄関口のそばのところにありますので、景観を良くするためにも、今後も耕作に励まれると期待されますのでよろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●

●字●●に所在する農用地区域外農地の畑、1,533平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地に住んでいて後継者もいないため、賃貸していた譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は申請地が利便性も良いことからまた、譲渡人からの要望もあって、譲り受け規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は84アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜類を栽培され、加工場に供給されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

第8番、●●です。去る9月28日に譲渡人のお母さんと現地で確認しま

したのでご報告いたします。譲渡人は居住地が遠く耕作困難で後継者もいないことから譲り渡すこととされました。譲受人は事務局より説明がありましたように、規模拡大に意欲的に取り組んでおられますので、この件に関しまして問題はないと思います。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

5番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の畑、482平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、また、後継者もいないため、譲受人に贈与されるとのことで、譲受人は譲渡人からの申し出により、譲り受けられ営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できる見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は89アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、ピーマン、ナス、キュウリ、白菜、大根を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

第7番、●●です。去る10月1日に現地確認して話をさせていただきました。譲渡人は高齢で後継者もないことから、譲り渡したいということでした。譲受人は家のすぐ隣の畑ということで利便性が高いということもあり、耕作をしていきたいということで適当と思われまますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。それではご説明いたします。

申請人は●●在住の年金生活者です。現在遊休地となっている田について、近くに送電線があり太陽光発電に適した土地であることから、安定した収入を得るため、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル332.64平方メートル、パネル枚数252枚を設置し売電事業を行おうとするものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から南東、●●方面へ約90メートル、県道●●●●停車場線沿いに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●字●●●4番1、地目は田、地積は1,716平方メートルのうちの995平方メートルでございます。

なお、現況は畑の状態です。

(スクリーンに、分間図及び求積図を表示)

こちらが分間図でございます。次に、求積図です。

(スクリーンに、土地利用計画図、配置図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図、配置図及び排水計画図でございます。

隣接の住居とパネルとを20メートル以上離すため乗り入れ進入路を確保しています。

(スクリーンに、パネル立面図を表示)

こちらがパネルの立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。家があるためパネルを20メートル以上離す配置となっております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、非線引きの都市計画区域内の土地であり、1,000平方メートル未満の土地であることなどから開発許可は必要ありません。中国電力との電力受給契約も支障はないものと思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水についてはこれまで同様自然流下により道路側溝に排出されます。

なお、太陽光パネル設置位置の東側に住宅が建っていることから、パネル設置位置を住宅から20メートル以上離すなどの配慮がされております。これにより無駄に進入路部分が必要となりますが、土地利用上やむを得ないものと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番、●●です。去る10月1日申請人と現地で確認しましたのでご報告いたします。位置、現況につきましては先程説明がありましたので省略させていただきます。この農地は申請人が相続により取得されましたが、水は

けが悪く機械が入らないため長い間、休耕していたそうです。また、自宅より離れている所にあります。最近が高齢により管理も困難となってきたとのことでもあります。申請地は周辺に高い建物ももなく、日当たりも良いことから土地の有効利用と荒地対策の観点から農地の一部を転用し、管理に手のかからない太陽光発電システムを設置し、電力の安定供給に貢献し、売電収入を得たいとのこと。なお、申請書には資金計画書、事業計画書、土地利用計画図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが、周辺農地に与える影響もなく、何ら問題はないと思われ。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第11番

現在は全体が荒地となっていますが、住宅から20メートル離してパネルを設置されるということですね。その維持管理はされるんですかね。

事務局

この20メートルの部分は進入路ですので荒地となることはないと考えられます。パネル設置後の残りの700平方メートル余りの農地は、分筆後、他の計画をしたいということでした。

第11番

家の前の所は宅地とかにされて使われるということですかね。今の荒地の状態のままではなく、維持管理されるということなんですね。

事務局

維持管理されるということでしたので、それ以上のことは私どもでは申しあげていません。

議長

はい、以上でよろしいでしょうか。他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案1件でございます。それではご説明いたします。

申請人は市内在住の公務員です。妻の実家に近く、交通の至便な点などに着目し、譲渡人の旧家屋跡地の宅地349.25平方メートルと隣接する農地を購入し整備後自己用住宅を建てようとするものです。整備後の全面積は538.25平方メートルとなります。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から東北東、●●方面へ約200メートル、県道●●●●停車場線沿いに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●599番3、地目は畑、地積は189平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、建物平面図及び立面図を表示)

こちらが建物平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法より用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

道路との接道も問題ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水については道路側溝に排出され、汚水については公共下水道へ接続され、特に問題はないものと思われます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番、●●です。去る10月1日申請人と現地で確認しましたのでご報告いたします。位置、現況につきましては先程説明がありましたので省略させていただきます。元々は申請地の前面には、申請人の住宅が建っておりまして、現在は解体され先程の写真にありましたように、倉庫だけが残っている状況です。譲渡人は遠隔地に住んでいたため、畑は耕作していませんでした。この度譲受人の要望により、倉庫も解体、更地にしたうえ、譲り渡すということです。譲受人は借家住まいであり、家族が増えることを考慮し自己用住宅を建設するとのこと。申請地は妻の実家にも近く、将来子供の面倒を見てもらえること、また、両親の面倒を見る必要がある時のことを考慮し、譲り渡しを申し入れたとのこと。申請書には資金計画書、

事業計画書、土地利用計画図、平面図、立面図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが、周辺は住宅地で何ら問題はないと思われます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第29号「農地転用事業計画変更承認申請について」を、ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

変更申請の概要をご説明いたします。申請人は市内に本社がある老人福祉事業者です。事業の拡大により申請地の隣接地に介護老人施設などを平成25年9月30日付けで、農地法第5条の許可を受け建設中ではありますが、施設の拡張に伴い従業員の駐車場が必要になるということで、2筆の田247平方メートルについて転用の旨申請し、平成25年4月30日付けで農地法第5条の許可を受けております。今回はその許可を受けた案件の計画変更をしたいということで提出されたものでございます。

建設中の介護施設を建設するのに当初、計画しておりました進入路が狭隘のため、申請地に仮設の作業道を設置し、建設作業をしており、通常であれば建設工事が終了後、駐車場として整備すればよいのですが周囲の土地を購入する約束、口約束ですが、地権者との間で整ったことから次年度以降、現

在建設中の施設に連担して介護施設を引き続き建設していきたいということで、職員駐車場としての利用でなく、この仮設作業道を補強し、今後は進入路として使用したいということで今回、計画の変更申請をなされるものでございます。

なお、職員駐車場については、隣接の市が所有する、ため池を購入し、埋め立て後、駐車場にする計画でございます。これらのことについて土地利用計画図等をお示し、ご説明いたします。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は市役所●●支所から北へ約900メートルの所に位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●3521番1、地目は田、地積は173平方メートル、同じく3521番5、地目は田、地積は74平方メートルでございます。

(スクリーンに、付近の見取図を表示)

まず、付近の見取図でございます。

(スクリーンに、平面図及び断面図を表示)

こちらが介護施設の平面図及び断面図でございます。

分間図は平成25年度許可申請で既に、ご審議いただいておりますので省略させていただきます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。1枚目が建設中の介護施設と当初の工事車両の進入路で、現在は擁壁工事中で使用できません。2枚目が申請地の現在の写真です。

次に、事業計画変更の承認についての判断基準について、ご説明いたします。

まず、許可の取り消し処分を行った場合には、旧所有者が農地として効率的に利用されるかが問題になりますが、そうと云えないということになります。

許可目的の変更が事業者の故意ではないと認められるかどうかですが、故意ではないと認められます。なぜならば、駐車場として一度は整備しており、

設置後、完了届出書を提出し、その後、進入路に変更すればよかったということから故意ではないと認められます。

変更後の転用事業が変更前の事業と比べ、同等以上に必要であると認められることですが、今後も申請地付近で事業を拡大する計画であり、将来的には作業用道路が必要であり、改めてそれを手当てすることは、経済的な無駄が生ずることになると判断され、同等以上に必要と認められます。

資金計画書が添付されており、この事業が確実に実施されると認められます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、周辺の地域の農業への影響は従前の計画と比べて同等であると認められます。

以上承認許可基準につきましては、全て満足していると認められます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明ですが、本日急遽、●●委員さんが欠席ですので事務局より代読をお願いいたします。

事務局

お預かりしていますので代読をいたします。

10月1日に事務局及び申請人社長と現地確認をしました。事業拡大を予定しており、進入路を別の位置に移す必要が生じたため、駐車場として整備予定していた所をかさ上げし、進入路に変更するものです。以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号1番は承認することと決定いたします。

続きまして、議案第30号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第30号「特定農用地利用規程の認定について」

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第24条の規定により、周南市長より、別紙のとおり、特定農用地利用規程の認定について、諮問を受けたので意見を求める。

平成26年10月10日 提出 周南市農業委員会会長 西田孝美

別添の別紙「●●地区特定農用地利用規程（案）」をご覧ください。

議長

それでは、この案件につきまして、農林課の●●主査に来ていただいておりますので、説明をお願いいたします。

農林課

農林課の●●でございます。よろしくをお願いいたします。議案第30号についてご説明いたします。

平成26年7月23日に●●●●地区において、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業「農用地利用改善事業」を実施するため、「●●地区農用地利用改善組合」より「●●地区特定農用地利用規程」の認定について申請がございました。

「●●地区農用地利用改善組合」は平成26年6月22日に設立総会が開催され、農用地利用改善団体の設立要件としては、その地域内の農用地の所有権や利用権等の権利を有する者の3分の2以上が構成員となっていることが必要でございまして、●●地区農用地利用改善組合は、この要件を満たし

議長

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第 1 1 番

この地域は法人組織にしなくても農地を維持できるような土地柄なんですか。現地がわからないので耕作をやめた場合、すぐに荒れていくような土地なのか、他の耕作者が作れるような土地なのかお聞きしたいと思います。

農林課

一般的なことになるかも知れませんが、地域の農地をいかに守るかが、どこの地域でも課題になっております。このような中でこれまでも法人を立ち上げ、地域で農地を守っていくことを盛んに進めているところです。この地域もほかの地域と同様に個人では、後継者等の問題もあり組織を活かして、地域を守っていくということで、このような利用改善組合を作られたということでございます。

第 1 1 番

そういう意味ではなく、この地域は法人を作らなくても農地を維持できるのか、それとも法人を作らなくては荒れていくので、法人を作って維持管理をしていくのか。後者が本来の法人の意義と思いますよ。法人を作らなくても荒れないのに、法人を作って囲い込んでいるような所が見受けられます。これは本来の意味合いと違っていると思います。法人を作るという実績だけではいけないと思います。その辺りどうなのでしょう。

議長

この地域は、ほ場整備事業を実施しないと維持できないような所で、現在、ほ場整備に入っております。地域をまとめて、ほ場整備と併せ地域を守っていくようにしている団体を作り上げようとしているところです。

第 3 1 番

線引きがしてありますが、この地区は水田が多いようですが、この線引きは、どのようにして決めたのでしょうか。もう少し広くてもいいような気が

しますが。

農林課

基本的には、ほ場整備のエリアの中で線引きしています。

第23番

この規約は平成26年6月22日施行となっているが、変則な日にちになっている。このいきさつを教えてください。

農林課

6月22日は総会の開催日となっていて、かなり時間が経ってしまっていますが、手続きの関係上少し遅くなっています。

第23番

いいえ、遅い早いのことではなく、6月22日という変則な日にちが、入っているが、これは認定の日とかが入るのが普通ではないかと思う。この変則な日にちは、何だったのかなと思います。

農林課

規約については総会開催日が設立日ということで6月22日となっていると思います。

議長

ありがとうございます。これで質疑を終了いたします。

議案第30号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第30号につきましては、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第45号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。報告第45号「農地法第4条の規

定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第45号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第45号を終わります。

続きまして、報告第46号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。報告第46号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第46号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。報告第47号「農地法第5条の規定による農地転用届受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成26年6月9日付けで受理し、平成26年7月14日の第7回総会において報告いたしました、「農地法第5条の規定による農地転用届出」1件につきまして、取り消しの届出がございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、先程、報告第45号2番にございましたが、改めまして、農地法第4条の規定による農地転用届出書が提出されております。以上でございます。

議長

只今の報告第47号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第48号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第48号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第48号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 1 1 時 1 1 分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年10月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 長谷川和美

委 員 白石純治